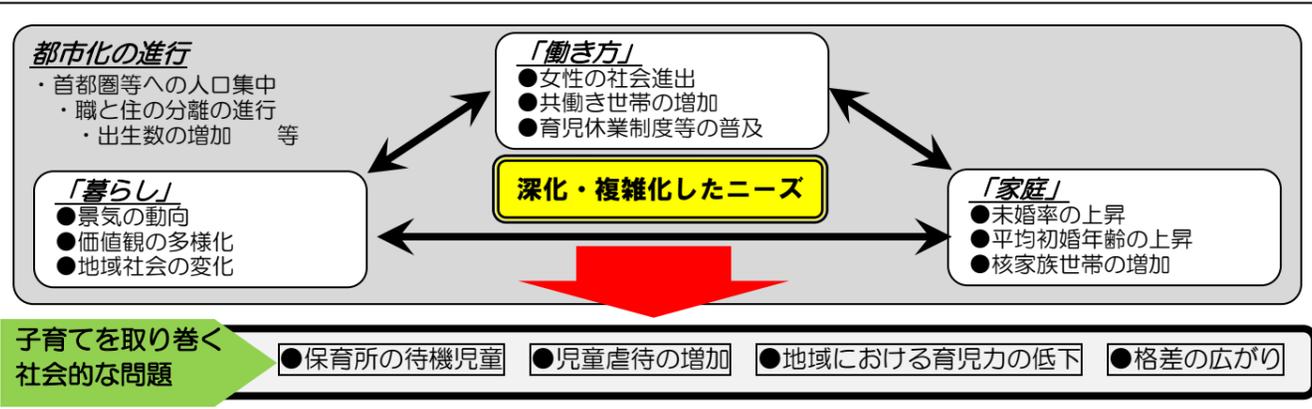


I. 方針の策定にあたって

1. 子どもを取り巻く社会的状況

核家族化の進行、共働き世帯の増加、働き方の変化、親の価値観の多様化など子育てを取り巻く環境や景気の動向などにより経済環境が変化の中で、子育て世代の中には、一時保育や病後児保育等、多様な保育ニーズが生まれています。このような深化・複雑化したニーズに的確に対応していく必要があります。



2. 本市の子どもをめぐる状況

本市では、転入超過を主要因とした人口増加傾向が続いており、平成19年以降には、出生数が約1万4千人台で推移し、就学前児童数も平成22年4月には8万人を超え、今後も増加傾向が続くと考えられています。また、本市の人口構成は、男女ともに20歳～40歳代が多く、若い“子育て世代の多いまち”としての特徴を持っています。

年度	H15	H16	H17	H18	H19
人口	1,284,963	1,297,901	1,308,313	1,332,035	1,354,913
増加数	-	12,938	10,412	23,722	22,878
増加率	-	1.01%	0.80%	1.81%	1.72%
就学前児童数	76,225	76,323	75,712	75,741	76,735
増加数	-	98	-611	29	994
増加率	-	0.13%	-0.80%	0.04%	1.31%
年度	H20	H21	H22	H23	H24
人口	1,379,634	1,399,401	1,414,150	1,426,777	1,432,374
増加数	24,721	19,767	14,749	12,627	5,597
増加率	1.82%	1.43%	1.05%	0.89%	0.39%
就学前児童数	77,817	79,061	80,012	80,380	80,547
増加数	1,082	1,244	951	368	167
増加率	1.41%	1.60%	1.20%	0.46%	0.21%

3. 第2期保育基本計画の策定と認可外保育事業再構築基本方針策定の必要性

高まる保育需要や多様化する保育ニーズに対応するため、平成23年3月「第2期川崎市保育基本計画(かわさき保育プラン)」を策定しました。同計画では、計画期間内の取組として「認可外保育事業の充実と再構築」を位置付け、さらなる取組の推進を図るものとしています。

「市民にとってわかりやすい」、「利用しやすい」制度を構築して事業の推進を図るために、基本的な考え方と方向性を定めた「認可外保育事業の再構築に関する基本方針」を策定します。

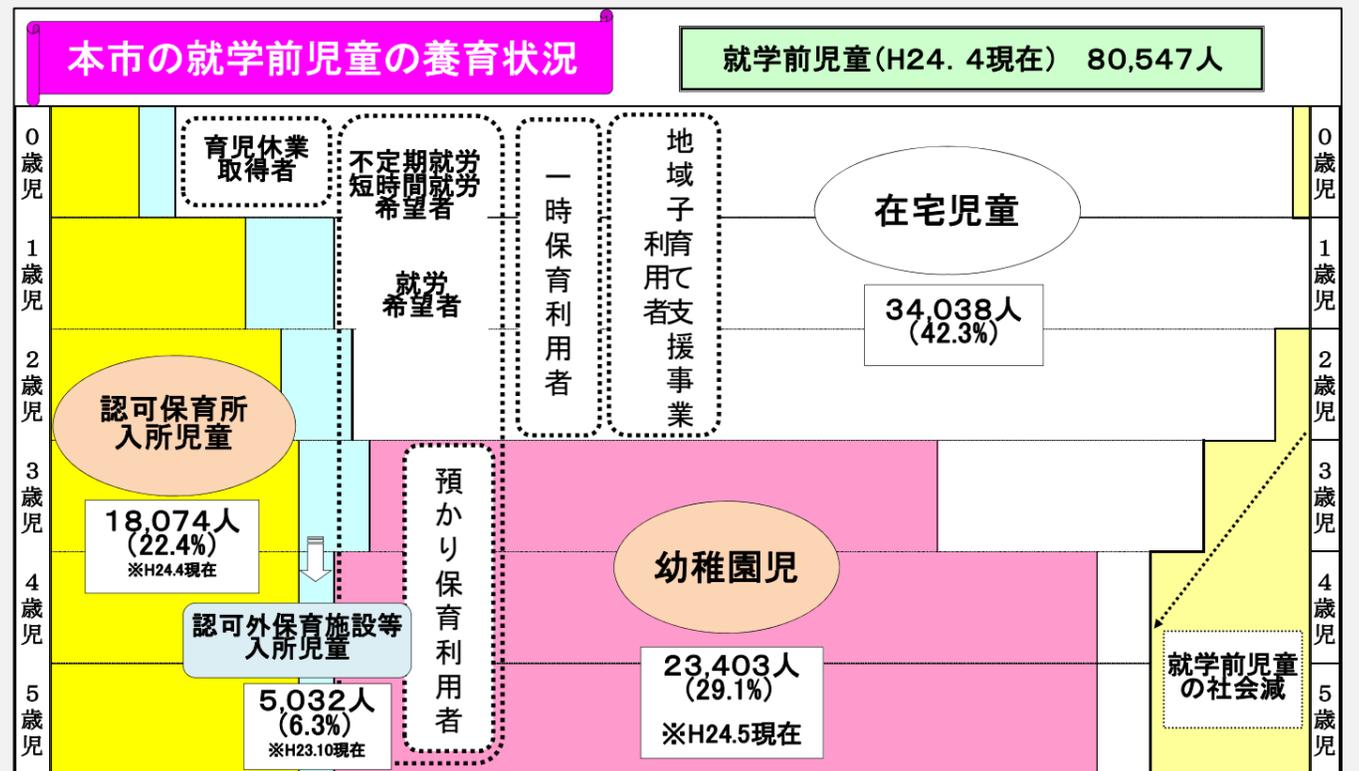
4. 方針の位置付けと対象期間

本基本方針は、第2期川崎市保育基本計画の計画期間内の取組であることから、平成27年度までの認可外保育事業に関する施策の方向性を示すものとし、スケジュールや事業量など具体的目標は今後も検討を進め、平成25年度の事業化に向け、取組を進めます。

II. 本市の認可外保育事業の現状と課題

1. 本市の保育事業の現状

子育てを取り巻く環境が変化中、子育て家庭の多様なニーズなどに適切に対応するためには、利用を選択する親の視点や次代を担う子どもの育ちの視点に立って、子ども・子育てを社会全体で支える取組を推進していくことが求められています。



●就学前児童の養育状況

認可保育所 約22%、認可外保育施設 約6%、幼稚園 約30%、在宅等 約42%

●保育所の入所状況と待機児童数

人口の増加、就学前児童数の増加、子育てを取り巻く環境の変化や景気の動向等
 → 認可保育所の利用希望者の増

●保育所の利用申請状況

保育所の利用申請者数は、平成19年の14,409人から平成24年には20,725人と大幅に増加しており、この状況に対応するため認可保育所の整備等による大幅な保育受け入れ枠の拡大を図っています。

2. 本市の認可外保育事業の現状

本市の認可外保育施設(届出対象)は、平成24年4月現在で155園があり、施設種別は次のとおりです。

施設種別	かわさき保育室	おなかも保育室	認定保育園	地域保育園 (届出対象外施設を除く)
受入年齢	1歳～4歳未満	生後6か月～3歳未満	0歳～5歳	0歳～5歳
助成対象要件	●市内在住 ●認可保育所の入所要件を満たしているが、不承諾であること ●保護者が月16日以上、1日4時間以上就労していること	●市内在住 ●認可保育所の入所要件を満たしているが、不承諾であること	●市内在住 ●月16日以上、1日4時間以上保育に欠けること(市の援護対象の要件)	※助成対象外
開所時間	7時～18時 (20時まで延長義務あり)	7時30分～18時 (19時まで延長可能)	日中11時間以上	施設により異なる
保育料	施設が設定 (上限59,600円)	認可保育所に準じる (保護者の所得により異なる)	施設が設定	施設が設定
施設数 (H24.4.1現在)	13	14	53	75
在籍(定員) (H24.4.1現在)	299人(380人)	305人(345人)	2,028人(2,940人)	1,502人(2,916人)

※家庭保育福祉員(保育ママ)は除く

3. 本市の認可外保育事業の課題

(1) 複雑でわかりづらい利用条件

各種別で受入年齢や保育料、申込み方法や認可保育所の不承諾通知の有無など、利用条件が違うため、保護者にとって複雑でわかりづらいものとなっており、保育施設の選択が難しくなっています。

(2) 保護者負担の軽減

認可保育所等は、所得税に応じて20段階以上に分けた保育料を設定していますが、認可外保育施設は、所得に関わらず一定金額の保育料を各施設で設定しています。保育料が高額なことなどから、多くの認可外保育施設では、定員に対し空きがあります。認可保育所と選択できる保育サービスとするためにも、保護者負担の軽減について検討する必要があります。

(3) 適切な運営支援体制の確保

認可外保育施設には、(1) 劣悪な保育施設の排除、(2) 児童の安全の確保、(3) 保育内容の向上、を目的として、児童福祉法第59条の規定及び厚生労働省通知に基づき、年1回の定期立入調査と施設の開設時立入調査等を実施しています。しかし、事業運営が小規模、各種別における基準にばらつきがあること等から、会計に関する指導監査の実施や、第三者評価の導入等、監査指導体制の強化を検討し、保育サービスの質の向上を図るための適切な運営支援体制を確保する必要があります。

(4) 多様な保育ニーズの増大

核家族化、景気動向の変化に対応するための母親の求職活動への対応等、社会環境の変化に伴って、一時保育、不定期・短期間就労に伴う保育等、多様な保育ニーズへの対応が求められています。

また、認可保育所の利用申請数の増加に伴い、認可外保育施設の入所枠も拡充する必要があります。特に、低年齢児（1歳、2歳）の定員枠の拡充が求められています。

(5) ニーズに応じた情報提供と相談・コーディネート機能の充実

子育て支援のニーズが多様化する中、利用者のニーズに応じたわかりやすい情報提供に、より一層努めていく必要があります。また、入所不承諾の保護者等へのアフター・フォローも必要であり、利用者視点に立ったきめ細やかなコーディネート・相談機能の充実が求められています。

子育て家庭の多様なニーズに対応するためには、認可保育所による利用ニーズへの対応では限界があります。

国の新制度の動向も踏まえながら、保育ニーズの多様化に対応するため、即効性のある待機児童対策としても保育サービスを充実させるために、認可外保育事業再構築の基本的な方向性を示す「基本方針」を早急に策定し、方針に基づく取組を推進する必要があります。

Ⅲ. 認可外保育事業の再構築の基本方針

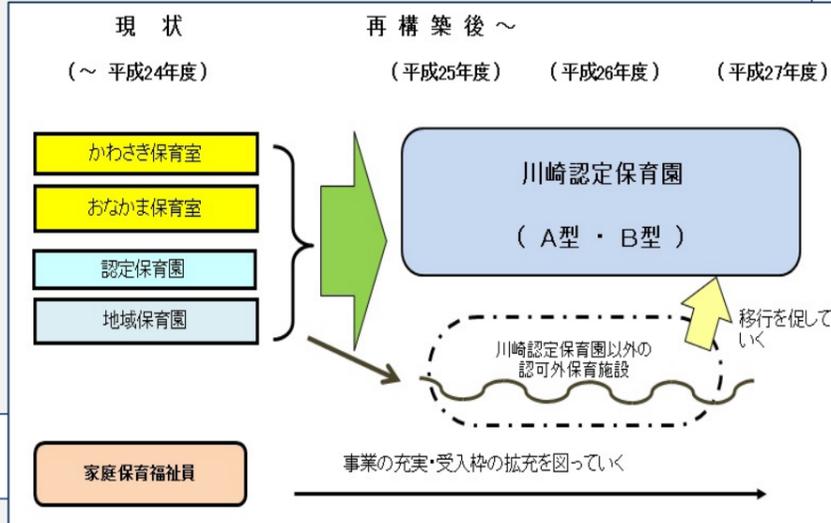
1. 目的・理念

認可外保育施設は、長時間保育、不定期・短時間就労へ対応した保育、低年齢児向けの保育など保護者の多様な保育ニーズに対し、迅速かつ柔軟な対応を図ってきました。保育所保育指針に基づく保育内容の基本原則に関する事項等を踏まえ、保育サービスの質の維持・向上を図る各種の支援や取組を進め、各々の認可外保育施設の特徴を活かしながら、その事業運営の充実化を支援していきます。

さらに、子どもの権利を守るとともに子どもの最善の利益を考えつつ、効率的・効果的な事業を推進するために、また、地域全体での子育て支援施策の中での認可外保育施設の果たすべき役割などを含めて、基本的な方向性を定めた「認可外保育事業再構築基本方針」を策定します。

2. 認可外保育事業の再構築の範囲

認可外保育事業の再構築の範囲は、「かわさき保育室」、「おなかも保育室」、「認定保育園」、「地域保育園」を対象とします。おなかも保育室については、基本的には、その目的である乳幼児の待機児童対策に一定の目途がついた段階で縮小・廃止の方向で事業を整理していきます。



3. 基本的な考え方

認可外保育事業の再構築に係る取組は、次の基本的な考え方をもとに進めます。

- | | |
|---------------------------|-----------------------|
| (1) わかりやすい認可外保育事業（制度）への再編 | (4) 多様な保育ニーズへの対応 |
| (2) 利用者の負担軽減への対応 | (5) 情報提供とコーディネート機能の充実 |
| (3) 適切な運営の確保に向けた取組の推進 | (6) 国の新たな制度への対応 |

4. 再構築の取組の方向性

(取組1) 新たな客観的基準による認定と移行

- 現行の4類型を、川崎認定保育園に統一し、A型、B型の2類型を設定します。
- 現行制度の各種別で、対象児童、申し込み方法や認可保育所の不承諾通知の有無など利用条件(制約条件)に差異があるため、保育制度を統一することで、保護者に分かりやすい制度とし、利用促進を図ります。
- 財務3表等の提出や、会計監査、自己評価等の実施により、経営の透明性を確保します。

項目	A型の基準	B型の基準
考え方	「子ども・子育て支援法」での認可保育所や小規模保育等の、質の確保のための客観的な基準を満たした施設へ円滑な移行(ステップアップ)が可能であると判断される施設	本市が設定する保育園としての一定基準を満たし、各々の施設の特徴を活かし保育サービスを提供する施設
援護対象児童	市内在住で認可保育所の入所要件を満たす。(保護者が求職活動中の場合は2か月)	
施設長	常勤の有資格者	
給食	園内完全給食(調理員の派遣委託は有り)	外部搬入や弁当等も可とする
保育スペース(最低基準)	2歳未満 2.475㎡/児童1人(今後の新設、移転、増改築の場合は3.3㎡) 2歳以上 1.98㎡/児童1人	
開所時間	7時～18時(20時まで延長義務有)	日中11時間以上開所
職員	有資格者は保育従事者の2/3以上 さらに、保育従事者の2/3以上が常勤	有資格者は保育従事者の1/2以上
保育従事者配置割合	0歳児 ⇒ 3人:1人以上、1・2歳児 ⇒ 6人:1人以上 3歳児 ⇒ 20人:1人以上、4・5歳児 ⇒ 30人:1人以上	

- 有資格者は、保育士、看護師、助産師、保健師とする。ただし、B型の有資格者は、幼稚園教諭を含むことができるが、保育従事者の1/3以上は、保育士、看護師、助産師、保健師でなければならない。
- 本格実施に向けては数年程度の移行期間を設け、平成25年4月から地域保育園をはじめ、かわさき保育室、おなかも保育室、認定保育園のうち、基準に適合する施設を順次認定します。

(取組2) 保護者負担軽減策

- 認可保育所を利用している世帯と、認可外保育施設を利用している世帯との間での保育料負担の見直しに向け取組を進めます。
- 多子減免については、川崎認定保育園でも実施します。

(取組3) 適切な運営の確保に向けた取組の推進

- 現在の認可保育所の指導監査基準に近い本市独自の基準を設定し、指導監督と会計監査の充実を図ります。
- 保育サービスの質を高める自己評価と情報開示の取組を支援するため、ガイドラインを本市で定めます。
- 苦情への対応とその内容の解決に向けた取組は、開かれた園運営の指標ともなるので、苦情解決に向けた取組を支援することで、さらなる保育サービスの質の向上につなげます。
- 認可外保育施設への福祉サービスの第三者評価の導入について検討を進めます。
- 認可外保育施設における保育従事者の資格取得を支援する方策や、認可外保育施設が保育士有資格者を確保するための支援施策について検討を進めます。

(取組4) 多様な保育サービスの充実

- リフレッシュ保育(一時保育)を充実させることで、不定期・短時間就労への対応や求職活動中などの緊急的・一時的な保育ニーズへの対応を図ります。
- 待機児童の多い1歳児対策として、低年齢児の受け入れ枠を拡大していきます。

(取組5) 保育相談とコーディネート機能の充実

- 子育て家庭への相談対応力を充実させる中で、認可外保育事業に関する情報提供と利用者視点に立ったコーディネート機能も充実させることで、新制度の利用者への浸透と施設の利用促進を図ります。また、認可保育所不承諾者へのアフター・フォローを実施することにより、待機児童対策を充実します。

Ⅳ. スケジュール

